奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年１１月１０日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第８号

奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（令和７年３月企業管理規程第２３号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「であること（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を「若しくは通勤時間が９０分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるもの」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。